

## 会 則

### 第一章 総則

#### 第1条 【名称】

本ジムは KANEKIN FITNESS GYM (以下「本ジム」という)と称します。

#### 第2条 【目的】

本ジムはフィットネスを通じ、会員の健康増進並びに会員相互の親睦を図りつつ、フィットネスに対する社会全般の認識を深めることを目的とします。

**第3条 【運営 /管理】** 本ジムは、千葉県松戸市西馬橋幸町 3番地1に位置し、千葉県松戸市西馬橋幸町 3番地1 南陽ビル3階 KANEKIN FITNESS 株式会社 (以下「当社」という)が、運営・管理を行います。

### 第二章 会員

#### 第4条 【会員制度】

(1)本ジムは会員制とし、会員とは第6条に定める入会資格を満たし、当社の定める入会手続きを完了することで、本ジムの利用に関する契約（以下「本契約」といいます。）を当社と交わした個人または法人をいいます。

(2)本契約は、会員が当社所定の退会手続きが完了するまで自動更新とします。

(3)本ジムは、その裁量により、入会の申込みについて承認することまたは承認しないことができるものとし、その理由を示す必要はないものとします。

#### 第5条 【会員区分】

本ジムの会員区分は、個人会員、法人会員とし、会員の要件および利用範囲等の条件については会社が別途これを定めます。但し、上記会員区分のほかに名誉会員をおくことがあります。

#### 第6条 【入会資格】

本ジムの入会資格は本会則に同意した方、かつ当社が入会を承認し、次の各号に該当する方を会員とします。

(1)16歳以上で、本会則および本ジムの諸規則を遵守する方。（未成年者の入会時に親権者の同伴をもとめる場合があります。）

(2)医師等に運動を禁じられておらず、本ジムの諸施設の利用に健康上の支障がない方（健康状態に疑義のある方は別途ご相談下さい。）

(3)社会的に信用のある書面等により本人であることの確認ができる方

(4)伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾患のない方。

(5)暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれに準ずる者またはその他反社会勢力でない方。（6）他の利用者に迷惑をかけず、スタッフの指示に従える方。（7）稀にSNSなどの動画や写真の背景にご自身が映る可能性があることを承諾される方。

(8)アルコール依存症でない方、利用する際に酒気を帯びていない方。

#### 第7条 【入会手続】

当社は、本会則を承認のうえ入会手続を行い、当社の承認を得た上、本契約を締結した個人・法人を本ジムの会員とします。

#### 第8条 【未成年者の取扱い】

未成年者が会員になろうとする時は、本人とその親権者が連署して申し込むものとします。この場合、親権者は会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

## 第9条【会員証】

- (1)当社は会員に対し、会員証を発行します。
- (2)会員が、本ジム諸施設を利用する時は、会員証を必ずフロントに提示し所定の手続きをするものとします。尚、会員証を忘れた場合、入館できないことがあります。
- (3)会員は会員証を第三者に貸与することはできません。貸与した場合、本ジムはその会員を除名することができます。
- (4)当社が指定する入退館システムを使用して行うドアロック解除機能（以下「本機能」といいます）は、会員本人のみが使用できるものとし、第三者への貸与、譲渡、同伴入館を一切禁止します。本機能の貸与、譲渡または不正利用が当社により確認された場合、当社は、事前の通知または催告を要することなく、当該会員を直ちに除名することができるものとします。

## 第10条【会費等】

- (1)会員は別に定めた事務手数料、月会費、年会費、諸費用を当社の指定する方法で当社に納入しなければなりません。
- (2)一旦納入した入会登録料は返却しないものとします。
- (3)当社は、本ジムの運営上必要と判断した場合または経済情勢の変動に応じて、月会費・年会費・入会登録料・諸会費・諸料金等の金額を変更することができます。

## 第11条【退会】

会員が本契約を解消し退会をする場合は、当社の定める退会手続きを退会希望月の 10日までに完了しなければなりません。退会手続き時、会員に未払いの債務がある場合は当社の定める方法により支払わなければなりません。オールデイプランについては 12ヶ月の契約満了月の 10日までに退会手続きを完了すること。

## 第12条【自動退会】

会員が連續して 3ヶ月分の会費の支払いを滞納した場合、当社は当該会員を退会扱いにすることができます。なおこれにより、月会費等、その他の債務の支払いが免除されるものではありません。オールデイプランについては 12ヶ月契約のうち自動更新になることから、自動退会はありません。また、未払いの年会費、事務手数料、月会費等、その他の債務の支払いは免除されません。

## 第13条【会員除名】

会員が下記の各項に該当するときは、当社は該当会員を除名することができ、会員はその資格を失います。

- (1)本ジムの会則、その他諸規則に違反したとき。
- (2)本ジムの名誉・信用を傷つけ、秩序を乱したとき。
- (3)会費その他の債務を滞納し当社からの催告に応じないととき。
- (4)入会に際して虚偽の申告をしたと判明したとき。
- (5)当社が本ジム会員としてふさわしくないと判断したとき。

## 第14条【会員資格喪失】

会員は下記の各項に該当したときに会員資格を喪失します。

- (1)会員が退会したとき。
- (2)会員が除名されたとき。
- (3)第13条により、会員契約を除名されたとき。
- (4)会員が死亡したとき。
- (5)何らかの理由により本ジムが閉鎖・解散したとき。

## 第15条【休会】

会員は怪我、疾病等のやむを得ない事由により当ジムを 1ヶ月以上利用できない場合で、利用中のプランに休会制度を設けている時に限り休会手続きを行うことができるものとします。休会する場合は前月10日迄に所定の手続きを完了し

なければなりません。

#### 第16条【変更事項の届出】

- (1)会員は、住所、連絡先及びその他入会申込み事項に変更があった場合には、速やかに当社に届け出るものとします。
- (2)会員への通知は、会員から届出のあった最新の住所宛に行い、当社は以後の責任を負いません。
- (3)学生会員は、入会時に登録した学校の在籍期間が満了になった時点で退会となり、在籍を希望する場合はオールディプランへの変更となります。何らかの事情で在籍期間が延長になる場合は、学生期間が満了となる前の月の 10日までに本ジム受付にて変更届をご提出ください。

#### 第18条【ビジター】

- (1)本ジムは、会員が同伴または所定の手続きにより当社が承認した会員以外の方（以下「ビジター」という）に本ジムの諸施設を使用させることができます。尚、この場合、ビジターは身分証明書の提示と別に定めた施設利用料金を支払うものとします。
- (2)当社はビジターに対し、本会則に規定する会員の損害賠償、禁止事項、遺失物・忘れ物・放置物等の各条項を適用できるものとします。

#### 第19条【損害賠償】

- (1)本ジムの利用に際して生じた盗難、紛失、滅失その他の損害については、原則として会員各自の自己責任とし、当社は責任を負いません。ただし、当社の故意または重大な過失により会員に損害が生じた場合は、この限りではありません。
- (2)会員が本ジムの施設利用に際して、会員自身の責に帰すべき事由により被った怪我、疾病、事故その他一切の損害については、当社は一切の責任を負いません。
- (3)会員が本ジムの施設利用に際して、会員の責に帰すべき事由により当社または第三者に損害を与えた場合、当該会員は、速やかにその損害を賠償する責任を負うものとします。法人会員の場合は、登録法人が一切の責任を負うものとします。
- (4)無人利用時間帯において発生した事故、怪我、体調不良、急病、盗難、紛失その他一切のトラブルについては、原則として会員自身の責任において対処するものとし、当社は、当社の故意または重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。

#### 第20条【遺失物・忘れ物・放置物】

- (1)会員が本ジムの利用に際して生じた紛失については、原則として、会員各自の自己責任とし、会社は責任を負いません。
- (2)発見した忘れ物・放置物については、原則として 1ヶ月間保管した後に処分させていただきます。

#### 第21条【その他諸規則の改定】

当社は、必要と認めた場合、本会則・細則・利用規定・その他本ジムの運営・管理に関する事項の改定を行うことができます。改定を実施する際は、当社は事前に変更内容を施設内の掲示及び当社ウェブサイトにて告知するものとし、当該告知をもって会員への通知が行われたものとみなします。改定後は、すべての会員に適用されるものとします。

#### 第22条【閉鎖および解散】

当社は、必要と認めた場合、本ジムを閉鎖および解散をする事が出来ます。尚、この場合、閉鎖や解散がなされた月の翌月以降の月会費は発生しないものとします。

- (1)施設の改造または修理のとき。
- (2)本ジムが企画し実施する諸活動を行うとき。
- (3)天災、地変、その他の不可抗力により開業が不可能となるとき。
- (4)経営上重大な理由が有るとき。

### 第三章 施設利用

## 第23条【諸規則の厳守】

会員は、本ジムの施設利用に際して、会則および会社が別途定める規則等を遵守しなければなりません。

## 第24条【健康管理】

- (1)会員およびビジターは、各自の責任において健康管理を行うものとします。
- (2)会員は、無人利用時間帯において、自己または第三者に事故、怪我、急病等が発生した場合には、速やかに緊急通報(119番等)を行うものとします。

## 第25条【無人利用時間帯】

本ジムは、曜日または時間帯により、スタッフが常駐しない「無人利用時間帯」を設けることがあります。会員は、無人利用時間帯においては、スタッフによる直接的な監督、指導、救護対応が行われないことをあらかじめ了承のうえ、本ジムを利用するものとします。

## 第26条【入場禁止・退場】

会社は、会員及びビジターが下記の各項に該当する場合は、その会員を本ジムへの入場禁止及び退場を命じることができます。

- (1)伝染病等に罹患しているとき。
- (2)健康状態を害しており、運動することが好ましくないと判断されるとき。
- (3)許可なく本ジムにおいて物品の売買やパーソナルトレーニング等の営業行為や勧誘をすること。
- (4)他人を誹謗中傷すること。
- (5)他人に対する暴力行為や威嚇行為。
- (6)窃盗、盜撮、痴漢、覗き、露出、唾を吐く等、その他法令、公序良俗に反する行為。
- (7)施設内に落書きや造作をすること。
- (8)動物を館内に持ち込むこと。盲導犬は除外する。
- (9)危険物を館内に持ち込むこと。
- (10)酒気をおびての来館もしくは館内での飲酒・喫煙。
- (11)会社従業員の業務を妨げる行為。
- (12)他人へのストーカー行為。
- (13)他人の施設利用を妨げる行為。
- (14)入館に際し虚偽の申告をした場合。
- (15)その他本状各号に準じる行為。

## 第27条【利用制限等の措置】

当社は、会員が本会則に違反するおそれがある場合、または本ジムの安全管理、秩序維持、運営上必要があると判断した場合には、当該会員に対し、事前の通知または催告を要することなく、利用時間帯の制限、特定設備の利用制限、その他必要な措置を講じができるものとします。当該措置は、除名処分に先立つ暫定的な対応として行うことができるものとし、これにより会費の減額または返金は行わないものとします。

## 第28条【施設・設備およびサービス内容の変更】

当社は、本ジムの運営上必要と判断した場合、施設、設備、器具、レイアウト、提供サービスの内容の全部または一部を変更、追加、中止することができます。これにより、会員が本ジムの一部または全部を利用できない場合が生じたとしても、当社は、会費の減額、返金、その他一切の補償を行わないものとします。

## 第29条【利用状況に関する免責】

本ジムは、会員に対し、特定の時間帯、設備、器具、スペース等の利用を保証するものではありません。混雑、利用者の集中、器具の点検・故障、その他やむを得ない事由により、会員が本ジムの全部または一部を利用できない場合があっても、当社は、会費の減額、返金、その他一切の補償を行わないものとします。

## 第30条【無人利用時間帯における利用条件および安全義務】

会員はフリーウエイトを使用する際、いかなる理由があっても必ず適切な位置にセーフティバーを設置したうえで利用しなければなりません。セーフティバーを適切な位置に設置せずにフリーウエイトを使用する行為は、会員自身の重大な怪我のみならず、周囲の利用者を巻き込んだ重大事故につながるおそれがあるため、これを禁止行為とします。当該行為が確認された場合、当社は当該会員に対し、利用停止または除名等の措置を講じができるものとします。

### 第31条【休業】

本ジムは、当社が別途定める定期の休業日を設けるほか、施設整備、その他やむえない事由が発生した場合、休業することがあります。臨時休業する場合は、事前にその旨を施設内に掲示します。

### 第32条【服装 /撮影その他】

(1)服装について：以下の服装での利用を禁じます。 \*スポーツウェア以外での利用（ジーンズその他トレーニングにふさわしくない服装）。\*上半身裸、裸足、サンダルや運動にふさわしくないシューズでの器具のご利用（定められた鏡の前でのポージング練習等は除く）。 \*男女とも露出度が高い服装。

(2)タトゥーについて：タトゥーに関する規則はありません。タトゥーのある方もない方も、同様に、服装、マナーのルールを守っていただきます。

(3)撮影について： \*スマホ、携帯によるセルфи撮影以外の撮影希望の方は事前にフロントに申し出ること。営業目的の撮影の場合は、事前にメールでお問い合わせください。\*本ジムおよびスタッフ、利用者の誹謗中傷および品位を落とすことを目的とした撮影は固くお断りします。そのような行為がわかった場合、会員、ビジターにかかわらず、今後施設内への出入りをお断りいたします。

(4)ライブ配信の禁止：本ジム内におけるライブ配信は禁止とします。\*会社の営業内容の性質上、ジム施設内でトレーニング風景を撮影し、YouTubeその他の SNSで利用することができます。撮影の対象者以外はなるべく映らないよう配慮しますが、まれに背景の中にご自分が映ることがあることを、あらかじめご了承ください。

### 第33条【個人情報保護】

当社は、当社で取り扱う会員の個人情報についてプライバシーポリシーを定め、それに従って扱うものとします。

### 第34条【防犯および安全管理】

本ジムでは、防犯および安全管理を目的として、館内映像、入退館記録等を取得・保存することができます。

会員は必要に応じて、当該記録を警察その他関係機関へ提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。